

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

香芝市長 三橋和史

#### 香芝市規則第10号

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

香芝市奈良県屋外広告物条例施行細則（平成14年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「都市創造部都市計画課」を「屋外広告物に関する事務を所掌する課」に改める。

別表第1のうち1 屋外広告物の一般基準の表中「次の」を「、次の」に、「この限り」を「、この限り」に改め、別表第1のうち2 屋外広告物の種別基準の表中「20メートル（）」を「、20メートル（）」に、「高さは当該限度」を「高さは、当該限度」に、「6平方メートル」を「、6平方メートル」に、「掲げない」を「、掲げない」に、「直接」を「、直接」に、「合計は20平方メートル」を「合計は、20平方メートル」に、「100平方メートル」を「、100平方メートル」に、「次の」を「、次の」に、「当該壁面ごと」を「、当該壁面ごと」に、「物件は3個」を「物件は、3個」に、「2.5メートル」を「、2.5メートル」に、「面積は5平方メートル」を「面積は、5平方メートル」に、「こととする」を「こと」に、「面積は10平方メートル」を「面積は、10平方メートル」に改め、「であることとし」を削り、「地名」を「、地名」に、「縦15メートル」を「、縦15メートル」に、「掲揚しない」を「、掲揚しない」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。